

**企業の環境情報開示のあり方について**  
**～強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示～**  
**(中間報告) (案)**

平成 23 年 5 月 〇 日

企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会

## 企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 委員名簿

稲永 弘	株式会社トーマツ審査評価機構	代表取締役社長
魚住 隆太	KPMG あずさサステナビリティ株式会社	代表取締役社長
小野 達哉	帝人株式会社	環境・安全室 担当部長
加藤 正裕	三菱UFJ信託銀行株式会社	株式運用部 ESGグループ 主任調査役
菊池 勝也	大和証券投資信託委託株式会社	エクイティ運用部 シニア・ファンドマネージャー
◎ 上妻 義直	上智大学	経済学部教授
國部 克彦	神戸大学大学院	経営学研究科教授
後藤 敏彦	環境監査研究会	代表幹事
佐藤 泉	佐藤泉法律事務所	弁護士
竹ヶ原 啓介	株式会社日本政策投資銀行	事業開発部 CSR支援室長
富田 秀実	ソニー株式会社	CSR部 統括部長
西堤 徹	トヨタ自動車株式会社	環境部 環境コミュニケーショングループ担当部長
古田 清人	キヤノン株式会社	環境本部 環境企画センター センター所長
八木 裕之	横浜国立大学	経営学部教授

(敬称略、五十音順、◎印：委員長)

### 【ゲスト】

岸上 有沙	FTSE	責任投資 エグゼクティブ
平塚 敦之	経済産業省	経済産業政策局 企画官兼企業会計チーム長
藤井 良広	上智大学大学院	地球環境学研究科教授

(所属・肩書きは本報告書発行時点)

### 【オブザーバー】

経済産業省	経済産業政策局	企業行動課
同	産業技術環境局	環境政策課 環境調和産業推進室
金融庁	総務企画局	企業開示課

## 【ワーキンググループ】

### 環境報告ワーキンググループ 委員名簿

- 江良 明嗣 日興アセットマネジメント株式会社 株式運用部  
企業調査グループ コーポレートガバナンス マネージャー
- ◎ 上妻 義直 上智大学 経済学部教授
- 小崎 亜依子 株式会社日本総合研究所  
創発戦略センター/ESGリサーチセンター 副主任研究員
- 富田 勝己 パナソニック株式会社 環境本部 環境企画グループ  
コミュニケーションチーム チームリーダー
- 堀江 美保 株式会社サステナビリティ会計事務所 コンサルタント
- 森 洋一 日本公認会計士協会 自主規制・業務本部テクニカルスタッフ
- 山崎 誠也 富士通株式会社 環境本部環境企画統括部 プロジェクト課長  
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

### 環境会計ワーキンググループ 委員名簿

- 大井 孝光 株式会社日本政策投資銀行 事業開発部 CSR支援室 調査役
- 齋尾 浩一朗 有限責任 あずさ監査法人 IFRS事業部 パートナー
- 松尾 敏行 株式会社リコー 社会環境本部 環境コミュニケーション推進室  
スペシャリスト
- 葎嶋 真理 SRIアナリスト
- ◎ 八木 裕之 横浜国立大学 経営学部長  
(敬称略、五十音順、◎印：座長)

## 【ゲスト】

- 宮井 博 日興フィナンシャル・インテリジェンス株式会社 専務取締役

### 環境情報の開示促進ワーキンググループ 委員名簿

- 歌島 秀明 株式会社エフピコ 環境対策室
- 江藤 一弘 株式会社リコー 社会環境本部 環境経営企画室  
環境経営マネジメントグループ グループリーダー
- ◎ 後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事
- 宮崎 幸恵 株式会社グッドバンカー SRIアナリスト
- 森下 研 株式会社エコマネジメント研究所 代表  
(敬称略、五十音順、◎印：座長)
- (所属・肩書きは各ワーキンググループ開催当時のもの)

## 【事務局】

- 環境省 総合環境政策局 環境経済課

## 目次

概要-----

## 本文

はじめに-----

使用している文言の説明-----

### 1. 本報告書の基本的な考え方と背景-----

(1) 持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割-----

(2) 環境情報の開示責任と利用者-----

(3) 環境情報の開示方法-----

(4) 社会的側面の情報開示-----

(5) 環境情報開示に関する動向-----

### 2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性-----

(1) 将来（10年後）予測される社会変化-----

(2) 環境経営の方向性-----

(3) 目指すべき環境経営像-----

(4) 環境経営のプロセス-----

### 3. 環境金融の役割と方向性-----

(1) 環境金融の役割-----

(2) 環境金融の方向性-----

(3) 環境情報開示における金融の視点-----

### 4. 企業の環境情報開示のあり方について-----

(1) 環境情報開示の目的-----

(2) 有用な環境情報の質的特性-----

(3) 開示情報の決定プロセスと開示統制-----

(4) 開示要素と開示内容-----

(5) 開示に当たって考慮すべき事項-----

(6) 定量情報と記述情報-----

(7) 環境リスク管理の状況-----

(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項-----

### 5. 環境に係る財務情報-----

(1) 環境に係る財務情報の必要性和効果-----

(2)	環境に係る財務情報の範囲-----
(3)	環境に係る財務情報の種類-----
(4)	開示において考慮すべき事項-----
(5)	環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項-----
6.	環境経営・環境情報開示の普及のための促進策-----
(1)	促進策の必要性-----
(2)	環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策-----
(3)	環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策-----
(4)	売上 1000 億円未満の企業への促進策-----
	おわりに-----

(参考資料)

1. 環境報告作成と環境マネジメントシステム認証取得の状況
2. 企業の環境情報開示の実態に関する調査
3. 各国の環境情報を含む情報開示制度
4. 各国の環境経営・環境情報開示に関する促進策
5. 主要団体等の環境情報開示に関わる国際動向
6. マテリアルフロー
7. KPI 時系列一覧 (例示)
8. 個別環境配慮事項の重要課題一覧 (例示)

**企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会**  
**中間報告（概要）**

## 企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会 中間報告（概要）

### はじめに

○東日本大震災は、環境管理を含むリスク管理の重要性や強固で持続可能な社会基盤の必要性を改めて認識させるものであった。

○持続可能な社会を実現するためには、企業の環境管理を含む環境配慮行動を促進するような社会的な仕組みが不可欠。

○我が国企業の環境配慮行動を促進し、同時にその経済競争力をさらに高めるために、この検討結果を踏まえた新たな開示枠組み作りが急務。

### 1. 本報告書における基本的な考え方と背景

#### （1）持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割

○環境と経済が両立する持続可能な社会を構築する上で、企業の環境経営は重要な役割を果たしている。

○企業の環境経営を促進させる仕組みを社会全体で有効に機能させるために、環境情報開示の果たすべき役割はきわめて大きい。

#### （2）環境情報の開示責任と利用者

○環境問題の深刻化は、企業に事業活動に伴う環境負荷の全容を適正に開示することを社会の要請として強めていくと想定され、企業としてもその要請に真摯に応えていくことが求められる。

#### （3）環境情報の開示方法

○開示する環境情報には、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映させることが重要。

○一方で、環境報告が一定の規範に基づいて行われ、重要性の高い情報が環境経営の実態を忠実に表現しつつ、理解容易かつ比較容易な形式で開示されることも必要。

### 2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性

#### （1）今後10年間に想定される社会変化

○環境や社会に関わる様々な領域で、今後10年間に多くの解決困難な問題が発生する。

○企業を取り巻くステークホルダーの環境意識の高まりや、新たなイノベーションの出現などにより、企業の環境配慮行動はさらに促進される。

#### （2）環境経営の方向性

○事業環境の変化に伴って発生するリスクや機会に対して適切に対処できる能力が、企業の長期的な持続可能性にとって重要。

○今後10年間に於ける環境経営のあり方を展望すれば、次のような課題が明らかになる。

- ① 経営者の強力なリーダーシップ
- ② 事業活動と環境経営の戦略的一体化
- ③ 資源生産性の向上
- ④ ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント
- ⑤ トレードオフ回避のための全体最適化

### (3) 目指すべき環境経営像

経営者の強いリーダーシップのもとで、設定した中長期ビジョンや目標を全社で共有し、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んで、リスク管理と成長機会の獲得を同時に実現する。また、バリューチェーンを通じて全体最適となるような環境経営によって、資源消費や環境負荷を極力最小化し、強固で持続可能なバリューチェーンの構築を図る。

### (4) 環境経営のプロセス

○環境経営のプロセスは以下のとおり。なお、このプロセスの履行に当たっては、経営者の明確な環境方針と十分な組織体制、及び適切なガバナンスの仕組みが必要。

- ① 環境負荷／環境依存度の全容の認識・測定
- ② ステークホルダー・エンゲージメント
- ③ 環境に係る重要課題の決定
- ④ 重要課題に対する戦略と行動計画の立案
- ⑤ 行動計画の実行と結果の分析・評価
- ⑥ 次期以降の行動計画の見直し

## 3. 環境金融の役割と方向性

### (1) 環境金融の役割

○環境金融の役割を示すと以下の2つとなる。

- (a) 環境負荷を低減させる事業や持続可能な形で自然資源を利用する事業に資金が直接使われる投融資
- (b) 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

○金融は企業活動とバリューチェーン全体に渡って密接に関わっており、持続可能な社会の構築において、これら金融の2つの役割は非常に重要。

### (2) 環境金融の方向性

○環境問題が重要な成長制約要因となりうるビジネス環境においては、環境金融は将来毀損リスクに対してより防御的な手法である。

○環境金融は、特に中長期的な投資行動を図るうえにおいて、より有用なものとして今後活用が望まれる評価手法であり、また持続可能な社会形成にとって環境貢献企業にお金を配分するという重要な役割を担う金融手法である。



### (3) 環境情報開示における金融の視点

- 投資家の求める環境情報は、持続可能な社会への適応力が高い企業を識別するのに有効なので、他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられる。
- 環境情報の重要性は高まりつつあるが、現状の環境報告による情報開示には課題がある。そのため、環境情報が本来の持つ利用価値が十分に活用されているとはいえず、今後も活用の余地があると考えられる。

## 4. 企業の環境情報開示のあり方について

### (1) 環境情報開示の目的

- 環境報告の目的は、事業者が社会に対して環境負荷についての説明責任を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することにある。
- 環境問題の深刻化によって、特定のステークホルダーを想定するよりも、社会的な関心度の高い情報をバランスよく取り上げる方が適合性の高い報告になる。

### (2) 有用な環境情報の質的特性

○有用な環境情報の質的特性

基本的な質 的特性	目的適合性	補完的な質的特 性	比較容易性
	表現の忠実性		理解容易性
			検証可能性
			適時性

### (3) 開示情報の決定プロセスと開示統制

- 開示情報の特定に当たっては、目的適合性を備えるため、ステークホルダーの意向も反映させる必要があり、ステークホルダー・エンゲージメントが重要となる。
- 開示された情報の質を確保するためには、環境経営のガバナンスとは他に開示統制が必要となる。

### (4) 開示要素と開示内容

- 環境情報のうちの開示要素は、環境経営のプロセスとの関連から以下のように分類される。
  - ・ 基本的要件
  - ・ 環境方針
  - ・ コーポレートガバナンス
  - ・ 中長期ビジョン・目標
  - ・ 戦略・行動計画
  - ・ パフォーマンス・分析及び評価
  - ・ 今後の対応

### (5) 開示に当たって考慮すべき事項

- 有用な環境情報の開示において、情報利用者が環境経営の範囲や取組内容を比較

的容易に判別できることが求められる。

(投資家の視点を加味した有用な環境情報開示の考慮事項を記載)

#### **(6) 定量情報と記述情報**

○経営者には、K P Iなどの定量情報と記述情報の適切な選択により、環境経営の全容を説明することが求められる。

#### **(7) 環境リスク管理の状況**

○ステークホルダーがリスク対応状況の十分性を評価して自らへの影響を予測するために、企業は環境リスク管理の状況を適切に開示する必要がある。

#### **(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項**

○有用な環境情報の開示を目指す上において、今後、下記の内容を検討していく必要がある。

- ・ 開示順序
- ・ K P I 時系列一覧
- ・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧
- ・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項
- ・ 個別環境配慮事項の詳細説明
- ・ 比較容易性
- ・ バリューチェーン
- ・ 適時性
- ・ 環境報告の開示媒体
- ・ 開示情報の信頼性

### **5. 環境に係る財務情報**

#### **(1) 環境に係る財務情報の必要性和効果**

○環境配慮型製品の販売見込みや開発状況、環境リスクへの対応状況など「環境に係る財務情報」は、企業の将来キャッシュフローに重要な影響を与える可能性があるため、投資家から求められる環境情報となる。

#### **(2) 環境に係る財務情報の範囲**

○「環境に係る財務情報」とは、環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報を指す。

#### **(3) 環境に係る財務情報の種類**

○環境に係る財務情報の種類は、概ね以下のように区分される。

- ・ 過去情報・将来情報
- ・ 定量情報・記述情報
- ・ フロー情報・ストック情報
- ・ 投下資源・成果（効果）に関する情報
- ・ 実績情報・推定情報

#### **(4) 開示において考慮すべき事項**

○環境に係る財務情報の開示に当たっては、財務諸表の財務情報との関係がわかるように記載するなど、様々な点を考慮する必要がある。(その他の考慮事項も本文に記載)

#### **(5) 環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項**

○環境に係る財務情報の開示において、下記の事項を今後検討していく必要がある。

- ・個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項
- ・環境負荷や環境保全効果の経済価値評価
- ・ストック情報の充実
- ・会計基準に基づく財務情報の有効利用

### **6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策**

#### **(1) 促進策の必要性**

○高い環境意識の浸透や環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するため、国として持続可能な社会構築のための道筋を示した上で、各経済主体の環境配慮行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要となってくる。

#### **(2) 環境情報の利用を促進させるための基盤づくりに関する施策**

- ①K P I の設定に参考になる重要な環境課題の共有化
- ②情報インフラの基盤整備

#### **(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策**

- ①公共調達における環境経営・環境情報開示状況の考慮
- ②バリューチェーンにおけるグリーン調達の促進策
- ③環境金融の促進策

#### **(4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策**

- ①環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成、
- ②環境経営・環境情報開示のための基盤づくり
- ③企業に対する経済的便益(要請)の促進

### **おわりに**

○社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みを作り、うまく環境と経済成長のバランスを取っていく必要がある。

○目指すべき環境経営像に全世界の企業が向い、企業を取り巻くあらゆるステークホルダーが、企業を適正に評価して環境配慮行動を後押しする、そのような経営環境を醸成していくことが、強固で持続可能な社会構築のために、また健全な経済成長につなげていくためには必要である。

**企業の環境情報開示のあり方に関する検討委員会**  
**中間報告（本文）**

## はじめに

現在の地球は、温暖化、生物多様性の喪失、大量廃棄といった環境上の諸問題によって、深刻な生態系の危機に晒されている。人類の活動に起因する地球環境への外部影響は、今後、世界人口が増加することで益々大きくなると予想され、環境問題の深刻化はさらに進行する可能性がある。これを回避するためには、人類一人ひとりが自らの行動を環境に配慮した方向へと転換し、できることから着実に実行する社会体制を整備する必要がある。

健全で恵み豊かな環境は、人類をはじめとする地球上のあらゆる生き物の生存基盤であり、持続可能な社会の基盤である。一度失われた環境は、その姿を取り戻すために長い年月を要し、二度と戻ることがない場合すらある。悠久の歴史の中で醸成された現在の環境を破壊するのはたやすいが、その行為が地球上のすべての生物に多大な損失を及ぼすことを、あらゆる主体は常に認識しなければならない。

多くの犠牲を被らせた本年3月11日の東日本大震災は、環境管理を含むリスク管理の重要性や強固で持続可能な社会基盤の必要性を改めて認識させるものであった。我々は国の総力をあげ、この災害を乗り越え、今まで築いてきた基盤をさらに上回る発展を志し、未来に向けた強固で持続可能な社会を創り上げていく必要がある。

我が国は、過去の公害経験から環境と経済の両立を図るべく官民ともに努力し、多くの環境技術を開発し、また環境管理手法や環境情報開示の発展にも取り組んできた。温暖化対策、廃棄物処理、リサイクル、公害対策等の環境分野で投資や技術開発を促進することは、環境問題への対処のみならず、経済成長と雇用創出にもつながるものであり、今後とも国として取り組むべき重要な施策である。

こうした状況を踏まえ、他国との協調のもと、更なる革新的な環境技術の開発や、環境管理や環境情報開示の徹底により、環境と経済の両立する持続可能な社会を早期に築き上げていくことが、我が国に課せられた責務であり、国際社会への貢献である。

持続可能な社会を実現するためには、すべての経済活動に環境配慮を織り込み、環境と経済の両立を図ることが有効な解決策である。特に、企業の環境管理を含む環境配慮行動を促進するような何らかの社会的な仕組みが、不可欠である。それによって環境に配慮した持続可能性の高い企業が正当に評価され、リスク低減、ビジネス機会の増大、名声の向上といった有形無形の便益を通じて、その組織の維持・存続・発展が一層促進されなければならない。

とりわけ注目すべきは、企業経営に何らかの財務的影響を与えるような環境課題が、世界規模で存在感を増している事実である。たとえば気候変動問題は、各地域・各国の規制強化によって企業の対策コストを増加させるだけでなく、低炭素ビジネ

ス等の機会も創出する。その結果、企業は環境経営に関する戦略的な対応を迫られるようになってきており、その傾向は今後も続くと考えられる。

持続可能な社会に向けて環境経営の事業戦略性が増せば増すほど、環境情報開示における投資家の視点や金融の役割は重要になる。環境配慮を組み込んだ事業活動が企業の成功要因になれば、投資収益の増加や与信リスクの低下となって環境金融(環境に配慮した金融)にも一定の経済合理性をもたらす、金融機関の要請する環境情報が説明力の高い環境経営の評価指標になるからである。

さらに、適切な環境情報による企業評価の結果として、多くの投融資資金が環境経営に優れた企業に流れるようになれば、市場の失敗を克服し、環境と経済の両立を可能にする上での大きな礎となる。そこで本報告書では、環境金融の新たな方向性について検討し、広範なステークホルダーに有用な環境情報を提供するという環境報告の本来の目的を踏まえた上で、環境情報開示のあり方に金融の視点を織り込むこととした。

本報告書では、以上のような認識に基づいて、企業の環境配慮行動の将来的な方向性とそれを前提とした環境情報開示のあり方について、次の内容と順序で検討した。

1. 10年後の将来を見据えた環境経営の方向性
2. 環境経営の促進に貢献すべき環境金融の役割
3. 環境と経済の好循環を促進できるような環境情報開示の枠組み
4. 環境経営、環境情報開示、環境金融等の促進策

なお、本報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき開示される企業の環境報告を検討対象としているが、その他の企業内容開示において環境情報が開示される場合であっても参考にすることが可能である。

我が国企業の環境配慮行動を促進し、同時にその経済競争力をさらに高めるために、この検討結果を踏まえた新たな開示枠組み作りが急務である。

## 使用した用語の定義

本報告書で使用した用語の定義は以下の通りである。

### 環境情報

事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の状況に関する情報。

### 資源生産性

企業活動に伴う天然資源（エネルギー含む）の投入量と創出した生産量または付加価値とを対比した指標。

### K P I (key performance indicator)

主要業績評価指標。重要課題について、環境配慮行動や関連する事業活動の経過、業績、現況を効果的に計測できるような因子であり、企業の重要な成功要因を反映し、個々の目標達成度を表すことができる定量的指標。

### バリューチェーン

企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至るすべての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動に関連する一連の行為と主体が含まれる。

### ステークホルダー

組織やその活動に影響を与えたり、またはそれらに影響を受ける個人又はグループ。組織にとって利害関係を有する個人又はグループである。

### ステークホルダー・エンゲージメント

企業等の組織がステークホルダーのことをよく理解し、それらの人々を自らの事業活動や意思決定に関与させるために行う種々の活動のこと。ステークホルダーに対する情報伝達、諮問・相談、対話、協働といった関与形態がある。

### ガバナンス

経営者が健全な経営を行なうための監視する仕組みであり、適切な環境配慮行動をとるように仕向ける管理・統制メカニズム。ここでは組織体制も含めた広義のガバナンスをいう。

### 環境金融報告書

報告書「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」(中央環境審議会総合政策部会 環境と金融に関する専門委員会 平成22年6月15日公表)

## 1. 本報告書における基本的な考え方と背景

### (1) 持続可能な社会の構築に向けた環境情報開示の役割

環境と経済が両立する持続可能な社会を構築する上で、企業の環境経営は重要な役割を果たしている。事業活動に環境配慮を織り込むという環境経営の考え方は、事業活動に関連して引き起こされる資源・エネルギー消費と環境負荷の発生をバリューチェーン全体で抑制し、事業エリア内での環境負荷低減だけでなく、グリーン調達や環境配慮製品・サービスの提供等を通じて、持続可能な消費と生産を促進するからである。その結果、持続可能な社会の構築が進み、さらに環境配慮型製品・サービスの市場が拡大する。こうした環境と経済の好循環を志向する戦略的対応に成功すれば、企業は持続可能な社会の構築に貢献するだけでなく、競争優位なポジションの獲得によって、自らの市場競争力を強化することが可能になる。

「企業の環境経営を促進させる仕組み」を図1に示す。このように各機能が連動する仕組みが、環境と経済の両立する持続可能な社会を構築するための基盤として必要である。また、この仕組みを社会全体で有効に機能させるために、環境情報開示の果たすべき役割はきわめて大きい。適切な環境情報が提供されなければ、企業の環境配慮行動を他の経済主体に正しく伝達することができず、情報開示企業の適正な評価や環境配慮行動を促進する仕組みも期待された機能を果たすことができないからである。環境情報を利用する経済主体の意思決定を通じて、情報開示企業への経済活動が適切に実施され、企業の環境経営が促進されるように、有用性の高い環境情報を提供できるような新たな開示枠組みが必要になっている。

#### 【図1 企業の環境経営促進の仕組み】





## **(2) 環境情報の開示責任と利用者**

環境問題の深刻化は、企業に事業活動に伴う環境負荷の全容を適正に開示することを社会の要請として強めていくものと想定される。その環境負荷により影響を受けるステークホルダーは様々であり、企業としても自らの責任において、その要請に真摯に答えていくことが求められる。

社会経済活動の主要な部分を占める事業者は、公共財ないし全生命共有の財産である「環境」の恵みを享受し、自然資源を利用かつ消費することにより結果として外部環境に負荷を与えている。そのため事業者は、社会に対して、環境負荷の発生状況や環境負荷の低減活動、環境配慮の取組などを説明する責任を有しており、また、これらを適正に公表していく責務がある。その手段として環境報告書による環境報告は、「環境報告ガイドライン 2007年版」において、最も重要な地位を占めるものとして取り扱われているところである。

また、事業者のステークホルダーには、消費者、投資家、取引先、従業員、地域住民、行政組織等が考えられる。環境報告においては、ステークホルダーが行う様々な意識決定や判断に影響を与える重要な情報が、適切な時期に提供されることが必要とされる。前述のとおり環境問題の深刻化は、企業経営への財務的影響を増大させる可能性を秘めており、昨今の投資家による環境情報の開示要請の増加もこれに端を発している。

企業の環境情報のあり方を検討するにおいては、重要な環境負荷の状況の全容を適切に伝えることにより企業の説明責任を果たすとともに、投資家を始めとするステークホルダーのニーズに応えられることを考慮した。さらに、地域住民への環境負荷情報、持続可能な消費行動に結びつく情報、強固なバリューチェーン体制の構築のための情報など、責任者は企業の置かれた環境に臨機応変かつ適切に対応し、情報開示責任を果たして行く必要があり、これらの点も検討課題として念頭においている。

## **(3) 環境情報の開示方法**

環境金融報告書において、環境報告における当面の課題として、「各企業による自主的な取組を前提として、環境報告書においてできる限り主要な環境負荷指標等の統一的な開示が促進され、投資家に分かりやすいものとなるよう、環境省は「環境報告ガイドライン」の見直しの際、「主要な指標等の一覧」のテンプレートについても見直しを行い、その普及を促進すべきである。」とされている。

企業の環境問題への対応状況は、企業の属する産業、操業する地域、バリューチェーンを含むビジネスの特性、さらには企業の経営理念や事業戦略によって、それぞれ異なるものである。したがって、開示する環境情報には、企業の戦略的な対応の違いに応じて、企業固有の状況を適切に反映させることが重要である。

しかし、その一方で、情報利用者にとっての有用性の観点からすれば、環境報告が一定の規範に基づいて行われ、重要性の高い情報が環境経営の実態を忠実に表現

しつつ、理解容易かつ比較容易な形式で開示されることも必要である。

持続可能な社会への移行が進むにつれて、環境情報がステークホルダーの意思決定に不可欠な要因となることが予想されるので、企業の自主的・主体的な対応を尊重しながらも、環境報告ガイドラインが緩やかな規範として有効に機能し、適切な環境報告のための支援ツールとなるようにすることも、企業の環境情報開示のあり方を考える上で重視した点である。

#### **（４）社会的側面の情報開示**

「第三次環境基本計画」（平成 18 年 4 月閣議決定）では、今後の環境政策の展開の方向（持続可能な社会を作り出すための考え方）として「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」が掲げられている。これを受け、「環境報告ガイドライン 2007 年版」の第 4 章『『社会的取組の状況』を表す情報・指標』において、社会的側面の情報開示についても触れられている。

これは、現在社会において、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に係わっており、環境負荷を低減し持続可能な社会を築いていくためには、経済的側面や社会的側面についても健全で持続的である必要があるからである。また、多くの企業でも環境問題と社会問題への取組が、企業の社会的責任を果たす上でいずれも重要な課題となっており、環境と併せて社会的側面の情報開示も拡充されつつある。

さらに、地域コミュニティの活性化により環境を保全する取組と社会問題の解決とを同時に実現していくことも、今後の環境政策を考える上では重要な要素である。事業者としても地域コミュニティとの適切な関係を築いていくことは、益々重要な課題になっていくと想定される。

今回の検討は、企業の環境情報開示を中心にその開示のあり方について行っているが、環境的側面と経済的側面、及び社会的側面の開示のあり方に関しては、引き続き検討が必要な事項であると考ええる。

#### **（５）環境情報開示及び環境経営に関する動向**

##### **①国内動向**

我が国の環境情報開示及び環境経営の主な動向は以下のとおりとなっている。環境報告書の作成、環境マネジメントシステムの認証取得状況、環境情報の開示内容は一定の普及や質の向上がなされている。今後は本報告書で掲げる検討課題を着実に解消し、より有用なものにしていく必要がある。

##### ・環境報告書の作成状況

「環境にやさしい企業行動調査」（平成 21 年度）によると、我が国で環境報告書を作成・公表している企業の割合は 35.9%である。また、これを売上高別に見ると、「売上高 1000 億円以上」の区分では、環境報告書を作成・公表している企業の割合が 8 割以上であるのに対して、売上高規模の小さい区分になるにつれて作成してい

ない企業の比率が高くなっている。(参考資料 1 参照)

- ・環境マネジメントシステム (EMS) の認証取得の現状

「環境にやさしい企業行動調査」(平成 21 年度)によると、我が国で平成 21 年度の ISO14001、エコアクション 21 などの EMS 認証取得企業は上場企業で 77.9%、非上場企業でも 54.6%に達している(一部の事業所の認証取得を含む)。また、これを売上高別に見ると、「売上高 1000 億円以上」の企業では約半数が「全事業所で認証取得」、約 3 割が「一部の事業所で取得」している。これに対し、売上高が 1000 億円未満の企業では、全事業所取得は 2 割~4 割、一部の事業所で取得が 1~3 割となっている。(参考資料 1 参照)

- ・環境報告書による環境情報の開示状況

「企業の環境情報開示の実態に関する調査」(平成 22 年度)によると、我が国の環境報告書による環境情報の開示状況については、「7 割超の企業が環境目標・実績・取組内容について一覧表の形式で報告書に掲載している」、「マテリアルフロー(インプット・アウトプット)の形式で環境負荷情報を開示している企業は 64.8%に上り、開示の形式として一定の定着をしている」、「KPI などの重要項目を選択した理由を掲載している企業は少なく、5.6%にとどまる」などとなっている。(参考資料 2 参照)

## ②海外動向

各国の環境情報開示や環境経営促進策に関わる動向は以下のとおりである。

- ・各国における環境情報開示や環境経営促進策の動向

- 【韓国、中国、シンガポールほか】

気候変動のように、環境問題の重要性に対する認識が世界的に高まっていることを受けて、従来、環境情報開示について制度的規制を行っていなかった国々においても、関連法令の制定やガイドラインの策定等によって環境情報開示制度の整備が進められている。また、韓国のように IT システムを活用した環境情報開示システムの制度化を進めたり、中国のように環境報告ガイドラインを整備したりするなどして、各国において新たな環境情報開示及び環境経営の促進策が実施されている。(参考資料 3、4 参照)

- ・各国の団体等における環境情報開示に関する議論の動向

環境配慮行動が企業経営に及ぼす影響の増加に伴い、財務に与える影響との関係を適切に示す環境情報開示手法が検討されている。例えば、アカウンティング・フォー・サステナビリティ (Accounting for Sustainability) や国際統合報告委員会 (International Integrated Reporting Committee : IIRC) では統合報告フレ

ームワークでは財務報告と統合した形による報告手法を検討している。また、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（Carbon disclosure Project：CDP）は、気候変動に係わる環境情報の開示手法について開発している。（参考資料5参照）

・各国における財務報告における環境情報開示の動向

【EU、英国、米国、カナダ、南アフリカ】

財務報告における将来予測に資する非財務情報の重要性が年々増大し、財務報告を補完・補足する非財務情報の開示要請が高まっている。このような潮流を背景に、企業に対して財務報告の中で環境情報などの非財務情報を法規制として開示要請する動きが、ヨーロッパや北米を中心に進んでいる。また南アフリカでは、上場企業に統合報告によるアニュアルレポートの提出を義務化する規制を新設している。（参考資料3参照）

## **2. 持続可能な社会の構築に向けた環境経営の方向性**

### **(1) 今後 10 年間に想定される社会変化**

今後 10 年間に起こると想定される社会変化について、環境関連事項を中心に列挙すると以下のようになる。

#### **《社会的側面》**

- ・ 新興国の人口増加と経済成長
- ・ 先進国の少子高齢化と社会構造の変化
- ・ 経済のグローバル化と多様な価値観の顕在化
- ・ 国際社会における人権・貧困問題への関心の高まり

#### **《環境側面》**

- ・ 資源・エネルギー・食料の需給逼迫による価格上昇
- ・ 気候変動・水資源・生物多様性などの環境問題の深刻化
- ・ 政治的・環境的要因による資源制約の増加
- ・ 自然エネルギーの利用拡大と環境技術のイノベーション

#### **《上記変化への各国行政の対応》**

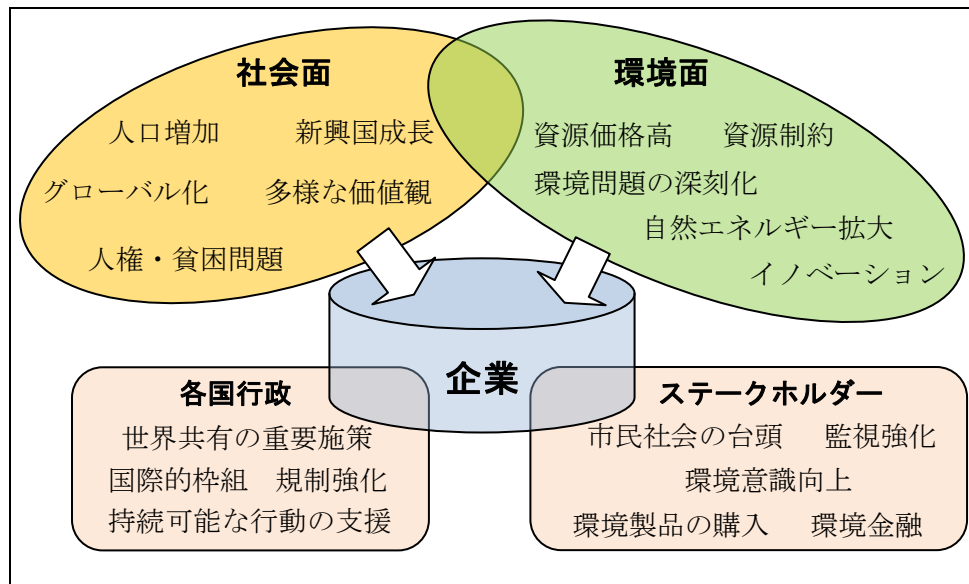
- ・ 環境（人権含む）が世界共通の重要施策となる
- ・ 国際的な対策枠組みの創設や各国における監視・規制強化
- ・ 市場メカニズムを活用した施策の実施
- ・ 環境技術開発や持続可能な消費・生産などを後押しする施策強化

#### **《企業を取り巻くステークホルダーの変化等》**

- ・ 市民社会の台頭や情報技術の発達による環境・社会面の監視強化
- ・ ステークホルダーの環境意識の向上
- ・ 環境配慮型製品・サービスの市場拡大
- ・ 責任投資など環境に配慮した金融（環境金融）の浸透

これらからわかるように、環境や社会に関わる様々な領域で、今後 10 年間に多くの解決困難な問題が発生すると考えられる。その一部はすでに顕在化しており、世界の各地域・国で、こうした課題に対処するための政策が現在でも立案・実行されている。その傾向は今後一段と加速される見通しである。また、企業を取り巻くステークホルダーの環境意識が一層高まりつつあることや、環境技術における新たなイノベーションの出現なども追い風となって、企業の環境配慮行動はさらに促進されると想定される。

【図2 今後10年間に想定される社会変化】



## (2) 環境経営の方向性

前述のような社会変化は事業環境を大きく変化させるので、企業の持続可能性にも少なからず影響を与える。このような状況下では、事業環境の変化に付帯して発生するリスクや機会に対して適切に対処できる能力が、企業の長期的な持続可能性にとって重要であり、企業の維持・存続・発展はその対処能力に大きく依存する。そのため、環境経営を単なるリスクマネジメントの一環として実施するのではなく、すでに一部の先進的企業で行われているように、事業戦略に環境配慮を組み込み、事業活動と環境経営を戦略的に一体化することが必要になる。

ただし、環境配慮行動は企業の社会的責任の一部であって、それだけが単独で存在するわけではないことにも留意すべきである。環境経営を推進する前提として、人権や労働等を含む社会的責任課題の全般にわたり、経営資源の適切な配分が配慮されなければならない。

以上を踏まえた上で、今後10年間における環境経営のあり方を展望すれば、次のような課題が明らかになる。

### ① 経営者の強力なリーダーシップ

企業が持続可能な社会の構築に貢献し、同時に自らも持続可能な成長を遂げるためには、経営者の強力なリーダーシップが不可欠である。環境経営を含む企業の社会的責任は時間スケールの異なる組織的課題を多く含み、中長期にわたって全社的な取組が必要になるからである。そのため、経営者は自社の社会的責任を十分認識するとともに、それを経営ビジョンに反映させ、強力なリーダーシップによって誓約した経営ビジョンや目標を全社的に共有しながら、全社一丸となって環境経営に

取り組むことが求められる。

## ② 事業活動と環境経営の戦略的一体化

持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が市場の基調となる。企業がそうした事業環境で持続的に成長しようとするれば、事業活動そのものを環境志向へ変容させる必要があり、事業活動から直接的に発生する環境負荷を低減するとともに環境配慮型製品・サービスを市場に供給する体制を作らなければならない。そのためには、事業戦略に環境配慮を組み込んで、事業活動と環境経営を戦略的に一体化させることが必要になる。

## ③ 資源生産性の向上

世界的な人口増加や経済成長に伴って増大する資源制約は、企業の持続可能性にとって深刻なリスク要因である。また、社会全体としても、経済成長とそれに付帯して増大する生産と消費を分離することが、持続可能な社会に向けて大きな課題になっている。そのため、企業は事業活動においてより少ない資源消費で多くの付加価値を生み出す、いわゆる資源生産性の向上に抜本的に取り組んでいく必要がある。

## ④ ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント

資源生産性を向上させて効率的な環境負荷削減を行うために、企業は原材料の採掘から製品の廃棄に至るまでのすべての段階で、資源消費と環境負荷の全容を把握し、それらを一元的に削減管理することが求められる。こうしたバリューチェーン全体を視野に入れたライフサイクル志向の環境経営によって、資源消費と環境負荷の一体的な効率的削減が可能となり、同時に事業活動全体におけるリスク回避とビジネスチャンスの発見が容易になる。

## ⑤ トレードオフ回避のための全体最適化

特定の環境負荷を削減する活動が、異なったライフサイクル段階で別の環境負荷を発生させることがある。それを回避するために、企業の環境経営は、事業活動全体における資源消費と環境負荷の相互関係を十分に把握して、総合的に全体最適となるような方法で実践されなければならない。その結果として、強固で持続可能なバリューチェーンの構築が可能になる。

### (3) 目指すべき環境経営像

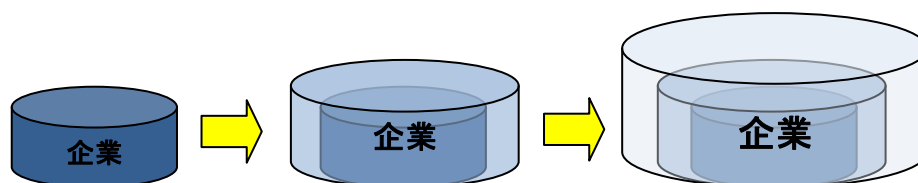
ここで前述までの環境経営の方向性を基に、持続可能な社会の構築に向けて目指すべき環境経営像を示すと、以下のようになると考えられる。

経営者の強いリーダーシップのもとで、設定した中長期ビジョンや目標を全社で共有し、重要な環境課題を事業活動の戦略的中核に組み込んで、リスク管理と成長機会の獲得を同時に実現する。また、バリューチェーンを通じて全体最適となるような環境経営によって、資源消費や環境負荷を極力最小化し、強固で持続可能なバリューチェーンの構築を図る。

上記の環境経営像を目指すことにより、企業は社会変化への対応力をより強固なものとし、リスク回避とビジネスチャンスの発見を通じて、自社の持続的な成長を促進することができる。

また、目指すべき環境経営像を実現するためには、環境経営の現状と目指すべき環境経営像との違いを明確に分析し、経営者の強力なリーダーシップによって、中長期的な視野で環境経営を実践することが望まれる。環境経営の発展段階は一様ではないが、目指すべき環境経営像に移行するステップをモデル化すれば、以下のようになる。

【図3 環境経営の発展モデル】



ステップ	I	II	III
環境配慮行動の内容	法令や取引先要請等への順守	短期的便益につながる限定された取組	中長期的便益につながる全体の取組
具体例	水・大気、化学物質など事業継続のための最低限の事項を実施	省エネ・省資源・廃棄物削減など短期的便益が明らかな環境配慮行動のみを実施	目指すべき環境経営像。中長期かつバリューチェーンにて全体最適な環境配慮行動を実施。

レベルが I から III と上がるにつれ、活動の時間スケールがより長期になる。また、複数の対処すべき環境課題に対して全体最適を志向する管理を目指したり、経営者の強いリーダーシップのもとに全社一丸で取り組むなど、より高度な環境配慮行動によって、最終的に目指すべき環境経営像に接近する。



#### (4) 環境経営のプロセス

環境経営のプロセスを示すと以下ようになる。なお、このプロセスの履行に当たっては、経営者が明確な環境方針を示すとともに、その実践に向けて十分な組織体制を確立し、適切なガバナンスの仕組みを整備しなければならない。

##### ① 環境負荷／依存度の全容の認識・測定

バリューチェーン全体における環境負荷や依存度（依存している可能性のある生物多様性の恵み）の全容を把握する。環境負荷／依存度の全容の把握には、環境負荷の外部影響や自然資源利用の認識と測定が必要となる。

##### ② ステークホルダー・エンゲージメント

把握した環境負荷／依存度の全容を元に、ステークホルダーが重要と考える環境課題に関してステークホルダー・エンゲージメントの中で把握していく。

##### ③ 環境に係る重要課題の決定

重要な環境課題の原因を特定し、戦略的に対応すべき重要課題を決定する。経営者は重要課題の決定に当たり、環境負荷の全容を元に下記※の要素を勘案する。

##### ④ 重要課題に対する戦略と行動計画の立案

決定された重要課題に対して、経営資源を重点的に投入するための戦略を立案する。投入する時間軸を決定したうえ、中期計画・年度計画に落とし込む。

##### ⑤ 行動計画の実行と結果の分析・評価

行動計画に従って、事業活動のPDCAサイクルに環境配慮を織り込み、環境配慮行動を実行していく。実行された結果は、経営者により分析・評価される。

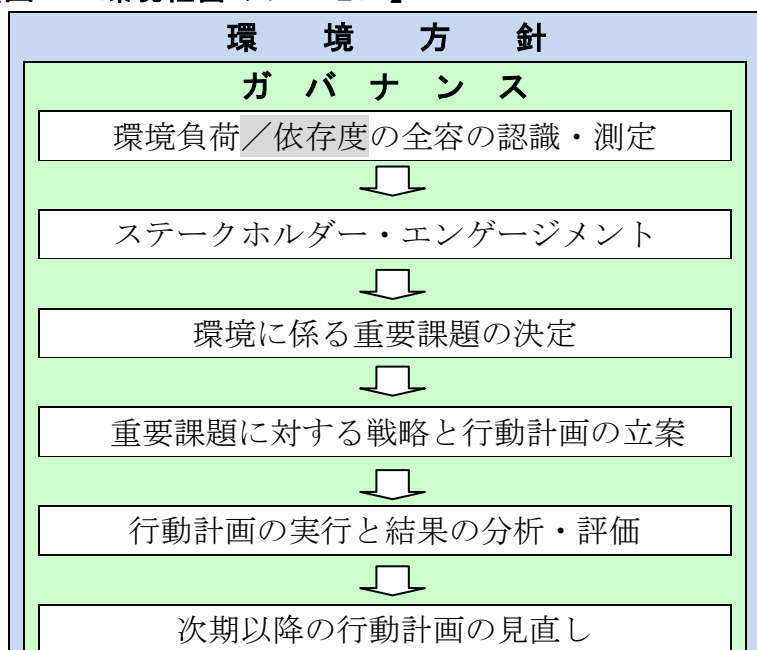
##### ⑥ 次期以降の行動計画の見直し

評価結果に基づき、次期以降の計画見直しへとつなげていく。

(※) 経営者は、例えば、以下の事項を総合的に勘案し、環境に係る重要課題を決定する。

- ✓ 財務的影響（収益獲得機会とリスク）及びその時間軸
- ✓ 法・規制等による影響、政策の方向性
- ✓ 同業種における共有課題や同業他社の対応状況
- ✓ ステークホルダーからの要請や社会的な関心

【図4 環境経営のプロセス】



### 3. 環境金融の役割と方向性

#### (1) 環境金融の役割

環境金融報告書では、環境金融を、「金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていくメカニズム」と定義している。そのポイントは、測定された企業価値とマーケット価格の差により投融資の実行を判断する「効率的」な金融市場の機能を利用したものである。

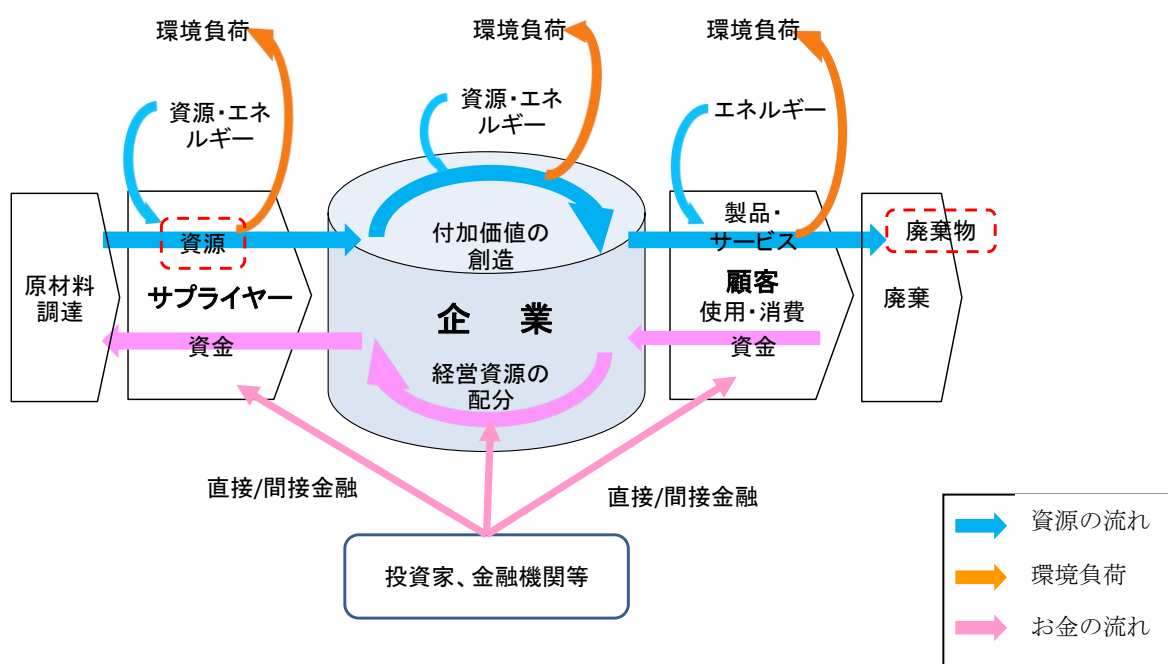
また、環境金融報告書を参考に、環境金融の役割を示すと以下の2つとなる。

- (a) 環境負荷を低減させる事業や持続可能な形で自然資源を利用する事業に資金が直接使われる投融資
- (b) 企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資

具体的には、前者（a）は環境ビジネスへの投融資であり、後者（b）は環境経営に優れた企業への投融資である。（b）には、例えば環境格付融資や個人投資家などによる責任投資（Responsible Investment）などが挙げられる。

金融は企業活動とバリューチェーン全体に渡って密接に関わっており、持続可能な社会の構築において、これら金融の2つの役割は非常に重要となる。成長戦略との関連では特に（a）が重要であり、また企業の環境配慮行動の促進のための仕組みとの関連では特に（b）が重要となる。

【図5 企業の環境負荷と金融との関連図】



## (2) 環境金融の方向性

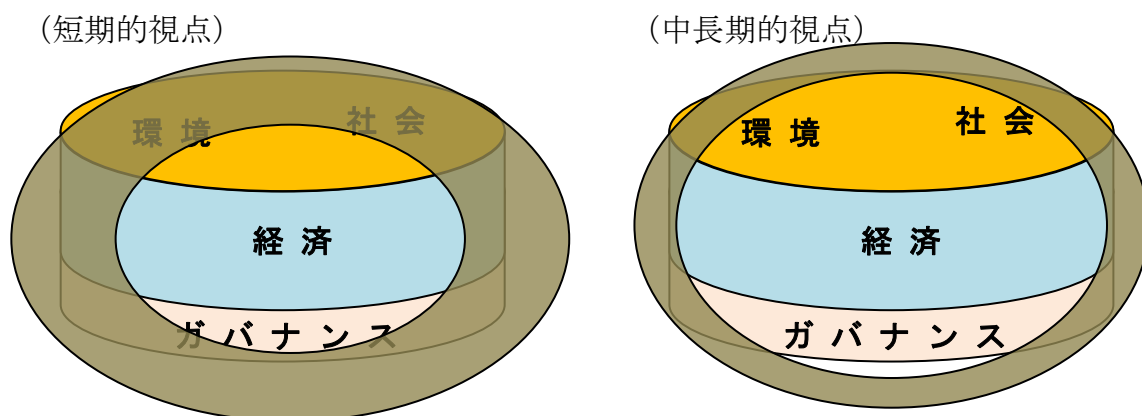
前述の環境経営の方向性と金融の役割を関連づけてみると、投融資先である企業にとって成長と事業継続の重要な要素となりうる環境は、金融にとっても同様に重要な要素といえる。特に金融の特性は、市場メカニズムを通じた信用リスク回避とリターン最大化の効率的な実現であることを踏まえると、環境課題を自らの成長要因とし、かつ環境リスクに確実に対応できる企業へと投資家や金融機関における合理的な意思決定のもと資金配分がなされていくものと想定される。

また、将来の環境経営の方向性において説明したように、社会変化は複雑多岐に渡り、環境面のみでなく、社会面についても企業価値に重要な影響を与えうると考えられる。それゆえ、今後の投融資先企業の評価においては、重要な収益獲得機会やリスクの可能性を漏れなく反映するためにも、企業活動を多面的に見ていくことが求められていく。実際に環境金融の取組においては、環境面だけではなく、経済活動を主軸に、人材、ガバナンス、社会面など多くの要素を織り込み企業を多面的に評価している。多面的評価によって、将来のキャッシュフロー毀損リスクや収益獲得機会を判別し、企業価値評価の精度を高めることを意図している。

つまり、環境金融は、市場の拡大や収益性の向上など中長期的に効果が発現されるか、もしくは短期的に予期せぬリスクとなりうる環境を中心とする非財務情報を、経済活動を主軸とする中長期的な視点による企業価値評価に組み込んだ総合的な評価手法であるといえる。また、環境問題が重要な成長制約要因となりうるビジネス環境においては、環境金融は将来毀損リスクに対してより**防御的**な手法であるともいえる。

それゆえ、特に中長期的な投資行動を図るうえにおいて、より有用なものとして今後活用が望まれる評価手法であり、また持続可能な社会形成にとって環境貢献企業にお金を配分するという重要な役割を担う金融手法である。

### 【図6】 短期的及び中長期的な視点による企業評価に用いる情報のイメージ



### （３）環境情報開示における金融の視点

以上のような環境金融の方向性を踏まえると、金融における環境情報の重要性は更に高まることが想定される。投資家や金融機関にとって環境情報は、役割（a）の環境ビジネスへの投融資においては、成長獲得のための重要な情報として位置づけられ、役割（b）の与信評価や企業価値評価においては、財務分析やバリュエーションに係る定型的な手法を補完する付加的な情報として位置づけられる。

特に中長期的志向により投融資を実行しようとする場合には、環境は企業価値の大きな変動要因になりうるため、環境情報開示の要請は大きくなる。また、持続可能な社会への移行が進めば、持続可能な消費と生産が産業社会の基調となり、環境配慮型ビジネスの市場が拡大して環境経営と事業活動の連動性が強くなる。この場合、環境経営の良否は財務業績に大きな影響を与える可能性があるため、企業の環境配慮行動が事業戦略にどのように組み込まれて、どのような成果をもたらし、将来の財務業績にどの程度影響を与えるのかについて、投資家は重大な関心を持つようになる。

このような投資家の求める環境情報は、持続可能な社会への適応力が高い企業を識別するのに有効なため、他のステークホルダーにとっても有用性が高くなると考えられる。また、投資家からの情報ニーズに応えることにより醸成された情報開示の土壌は、他のステークホルダーにとっても有用な情報を提供することに寄与し、さらには、開示する企業にとっても自社の管理能力や競争力を高め、持続可能な発展を導くものとなりうる。

実際の環境金融における環境情報開示の活用事例を紹介すると、以下のような事例がある。

#### ○投融資における環境情報の利用事例

##### ・環境格付融資

融資において、貸付先の環境経営の状況をリスク管理面と成長性の両面から評価し、評価が高い場合にはデフォルトリスクが低いものと仮定して、利率の優遇を図っている金融商品。

##### ・責任投資（ESG投資）

投資において環境・社会・ガバナンス（ESG）の視点を銘柄選定評価等の組み入れ、中長期的な観点から投資を実行する。

##### ・環境銘柄インデックス

銘柄選定に際して、環境技術に係る収益・投下資本・利益の全体に対する割合などにより環境銘柄をスクリーニングし、更に社会面等を考慮して銘柄選定する。

上記のほか、環境不動産投資、環境配慮型債券、環境配慮型リース、環境関連リスクへの保険など環境金融の取組事例も多様化しつつある。また、特に海外の年金基金を中心に機関投資家が責任投資を実践することにより、その運用委託を受ける者が、環境等の情報を利用して、投資運用や株主行動に反映する実務も広がりつつある。

このように環境金融の広がりもあり、環境情報の重要性は高まりつつあるが、現状の環境報告による情報開示には、例えば以下のような課題がある。そのため、環境情報が本来の持つ利用価値が十分に活用されているとはいえず、今後も活用の余地があると考えられる。

- ・ 経営者の考えが十分伝わってこない。
- ・ 時系列での過去から現在、そして将来への方向性が不明確。
- ・ バウンダリがまちまちである。
- ・ 開示基準が明確でない。
- ・ 目的となる情報の開示箇所が分からない。
- ・ 何が重要な影響を与える情報が分かりづらい。
- ・ 開示の捕捉率が記載されておらず、環境負荷の全容が分からない。
- ・ 将来情報(将来収益に結びつく情報)が記載されていない。
- ・ 企業規模による開示情報の質の差が大きい。

これらの金融の視点からの課題を踏まえ、次章において企業の環境情報開示のあり方を検討していく。

## 4. 企業の環境情報開示のあり方について

### (1) 環境情報開示の目的

企業の環境情報開示は環境報告の形態を取って行われるのが一般的である。環境報告は事業活動に伴う環境負荷や環境配慮等の取組状況について定期的に公表する行為であり、その目的は、事業者が社会に対して自らの事業活動に伴って発生した環境負荷についての説明責任（アカウンタビリティ）を果たし、ステークホルダーの意思決定に有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進することにある。

環境報告の情報利用者であるステークホルダーには、顧客(消費者を含む)や生活者、株主や金融機関、投資家、取引先、従業員及びその家族、学識経験者や環境N G O・N P O、消費者団体、学生、さらには地域社会や行政等が含まれ、その範囲は社会のさまざまな主体にまで及ぶ。そのため、環境報告に際してはターゲットとして特定したステークホルダーの意思決定に有用な情報を開示するが、それらのステークホルダーの要望する情報内容と開示水準はきわめて多様なので、ステークホルダー・エンゲージメント等によって情報ニーズを把握し、企業が主体的にそれらの重要性の程度を判別して開示情報を決定するのが一般的である。

各ステークホルダーの情報ニーズは「環境報告ガイドライン（2007年版）」に記載のとおりであるが、最近の動向を踏まえ捕捉すると、おおよそ以下のような環境情報が求められると想定される。

#### ・投資家、金融機関（投資家等）

特に投融資の将来キャッシュフローに重要な影響を与える情報である場合には、企業価値に影響するため投資家等にとってより有用な情報となる。実際に環境情報の提供団体などにより開示された環境情報を投資家等が利用しているケースもあり、情報の利用可能性は益々広がっていくものと考えられる。

#### ・消費者

消費者は電気代の節約につながるエネルギー使用量や商品の安全性等の環境情報を重視する等、製品単位の情報をより重視し製品等の選択をすると考えられるが、より環境意識が高まることにより企業への評価も消費選択の判断要素に組み込まれる可能性がある。

#### ・取引先

環境に関する規制が国際的に強化される中で、企業はバリューチェーン全体に渡って、環境情報を管理することが必要となる。実際には企業が取引先に個別に環境情報の提供を依頼することが多いが、調達活動やC S R活動の一環として取引先と

一緒にバリューチェーンマネジメントを推進しているケースもある。

- ・行政（国・地方公共団体）

個々の環境負荷情報に関しては、個別に法制化され国等に報告されている。しかし、環境配慮行動の促進の政策目的のためには、法制化された情報のみならず、法令遵守のためのガバナンス体制や環境配慮行動も含めた全社的な環境情報が必要である。

- ・環境NGO、NPO（環境NGO等）

特に欧米を中心に、環境NGO等による企業への環境配慮行動の監視が活発化してきている。環境NGO等への誠実な対応も、企業への評価につながるほか、より積極的な対応として、環境NGO等との協働によって環境経営における課題解決を図るケースも増えている。

しかし、環境問題の深刻化によって、誰が重要な情報利用者かを特定するようなターゲット設定を過度に行わない方が、むしろ適切な場合もある。環境問題が深刻化すれば、社会全体が事業活動に伴う環境負荷の全容と企業の環境配慮行動に強い関心を持つようになり、環境報告に対する社会的な要請が強くなるからである。そうした状況では、環境報告のターゲットとして「社会」の位置づけが相対的に高くなるので、特定のステークホルダーを想定するよりも、社会的な関心度の高い情報をバランスよく取り上げる方が適合性の高い報告になると考えられる。



## （２）有用な環境情報の質的特性

前述したとおり、環境情報が経済主体の何らかの意思決定に利用されたり、経済行動に影響を及ぼしたりするようになれば、環境情報は有用なものといえる。既存の環境報告ガイドラインや財務報告の概念フレームワークなどを参考にすると、有用な環境情報の質的特性は以下のように考えられる。

### 有用な環境情報の質的特性

基本的な質的特性	目的適合性	利用者の意思決定目的に適合していること。目的に適合する情報から重要なものを特定して開示する。
	表現の忠実性	完全性・中立性・無誤謬性の3つの特性を持ち合わせていること。
補完的な質的特性	比較容易性	共通の情報に関わる類似点及び相違点を利用者が理解し特定できること
	理解容易性	明瞭で分かりやすいこと
	検証可能性	再現性があること
	適時性	遅滞なく利用できること

基本的な質的特性は、環境情報が情報利用者にとって有用であるために必須の特性である。企業の環境経営の全容に関わる重要な情報が忠実に表現されていれば、利用者の意思決定に資する情報となりうる。また、それらの情報が補完的な質的特性を兼ね備えた場合には、さらに有用性が確実なものとなる。特に比較容易性と理解容易性は重要な質的特性であり、開示情報の有効利用を図る場合には、これらの補完的質的特性を極力確保するよう配慮して開示されるべきものである。

## （３）開示情報の決定プロセスと開示統制

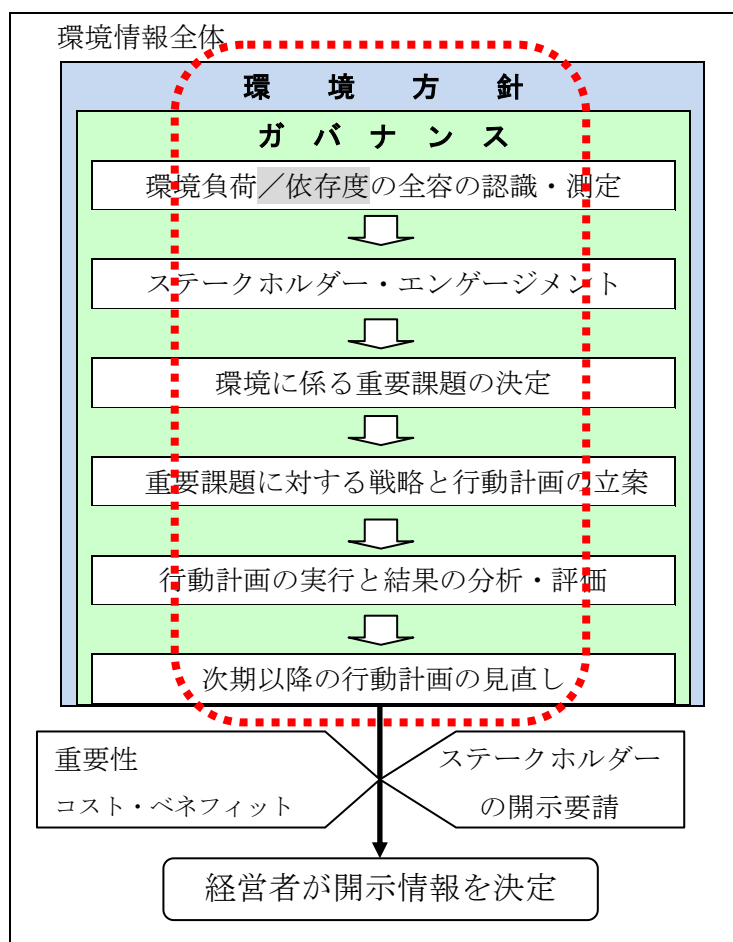
開示される環境情報が、有用な環境情報の基本的特性を備えるために、企業は自らの環境経営に関わる情報のうち、どの情報を開示するか特定する必要がある。環境経営に係る情報は、基本的には環境経営のプロセス毎に情報収集されるが、これらのうちどの情報を開示するかは、重要性の観点から特定される。特に経営上の重要課題に関する環境情報は、必ず開示されるべき項目に当たる。

また、開示情報の特定に当たっては、目的適合性を備えるため、ステークホルダーの意向も反映させる必要があり、ステークホルダー・エンゲージメントが重要となってくる。報告主体としてどの情報をどのように開示するか、報告主体の責任者は適切に決定する必要がある。特定された情報からコスト・ベネフィットを勘案し、最終的に経営者は開示情報を決定することになる。

なお、開示された情報の質を確保するためには、環境経営のガバナンスとは他に

開示統制が必要となる。社内における適切な権限者に承認された情報を開示することにより、情報の質は担保される。

【図7 環境経営のプロセスと開示情報の決定】



#### (4) 開示要素と開示内容

環境情報のうちの開示要素は、環境経営のプロセスとの関連から以下のように分類される。

- ・ 基本的要件
- ・ 環境方針
- ・ コーポレートガバナンス
- ・ 中長期ビジョン・目標
- ・ 戦略・行動計画
- ・ パフォーマンス・分析及び評価
- ・ 今後の対応

また、各開示要素の具体的な内容を示すと、以下のとおりである。

○開示要素と開示内容（案）

開示要素	開示内容
基本的要件	開示対象範囲等の基本となる開示方針を示す。
環境方針	経営者の環境経営に関する考えや基本となる方針を示す。
コーポレートガバナンス:	<p>環境経営に係るガバナンスを全社のガバナンスと関連づけて内容を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境配慮行動を推進する体制とその責任・権限の内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に関する最高責任機関</li> <li>・ 組織体制と各部署の役割</li> <li>・ 報酬や業績評価への反映方法</li> <li>・ 人材育成</li> </ul> </li> <li>✓ 環境リスク管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境リスク管理方針や管理体制</li> <li>・ 環境法令等への遵守状況</li> <li>・ 発生した環境リスクへの対応方針や今後の取組</li> </ul> </li> </ul>
中長期ビジョン・目標	<p>経営者が考える環境経営の方向性を中長期ビジョンと目標により示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 経営者が認識する重要課題への対処方針</li> <li>✓ 主たる事業活動との関連や影響</li> <li>✓ 環境負荷低減の達成／持続可能な自然資源利用により実現できる企業像</li> <li>✓ 収益獲得機会の可能性とその目標</li> <li>✓ リスク発生の可能性と影響</li> </ul>
戦略・行動計画	<p>中長期ビジョン・目標を達成するための戦略と行動計画を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境負荷低減／持続可能な自然資源利用のための戦略と行動計画</li> <li>✓ 収益機会獲得への戦略と行動計画</li> <li>✓ 認識された環境リスクに対応するための行動計画</li> </ul>
パフォーマンス・分析及び評価	<p>当期の環境負荷／依存度の状況、その他の環境配慮行動に関わる実行状況、その結果を戦略や行動計画に関連づけて示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 行動計画に沿った実行状況</li> <li>✓ 設定した目標に対する結果</li> </ul> <p>実行結果に関する経営者による分析及び評価を示す。</p>
今後の対応	<p>中長期ビジョン・目標の達成可能性の判断に資するよう、分析・評価の結果を受けた次年度以降の取組・目標の内容を示す。</p>

## (5) 開示に当たって考慮すべき事項

前述のとおり、企業の適正な評価や環境配慮行動が促進されるためには、開示された情報が適切であり、情報を元に環境経営の度合い（厚みや広さの程度）を情報利用者が評価でき、環境要素を織り込んだ合理的な意思決定に基づく経済活動が実行される必要がある。そのためには、有用な環境情報の開示において、情報利用者が環境経営の範囲や取組内容を比較的容易に判別できることが求められる。

また、金融の視点を織り込みながら有用な環境情報開示を図るに当たっては、以下の点を考慮して開示することが求められる。

- ・ 過去から将来にわたる環境経営の方向性や経営者の考えが伝わること
- ・ 経営全体における環境配慮行動の戦略的な位置づけが分かること
- ・ 自社の環境配慮型製品・サービスの拡販や研究開発・設備投資等による企業成長や企業価値向上の道筋（シナリオ）が、経営計画等と関連づけられ具体的に示されていること
- ・ 環境経営の重要な5要素（経営者の強力なリーダーシップ、事業活動と環境経営の戦略的一体化、資源生産性の向上、ライフサイクル志向によるバリューチェーンマネジメント、トレードオフ回避のための全体最適化）の取組が分かること
- ・ 将来のリスク及び収益獲得機会について、成長やリスクの可能性が推測されるように開示されていること
- ・ パフォーマンス結果に関わる経営者の分析・評価が開示されていること
- ・ ポジティブ情報ばかりでなく、ネガティブ情報も適切に開示されていること
- ・ 環境に係る財務情報が他の環境情報と関連付けられていること
- ・ リスクマネジメントへの経営者の関与度合いが明確に開示されていること

## (6) 定量情報と記述情報

企業の環境配慮行動の状況を客観的に把握し、企業を適正に評価するために、定量情報は特に重要である。また、事業活動に起因する重要な環境負荷の全体像を理解するためには、絶対量は不可欠である。さらに、企業の環境技術の水準や将来リスクや収益獲得機会を予測するためには、単位当たり負荷量が有用となる。

企業の環境経営の全容を分かりやすく伝えるために、経営者は環境に関わる重要課題に関して、適切なKPI（key performance indicators：主要業績評価指標）を設定する必要がある。ただし、情報利用者による環境経営の適切な理解のためには、KPIなどの定量情報のみではなく、記述情報と関連づけて基となる経営者の考えや定量情報の背景も含めて開示する必要がある。それゆえ、通常、定量情報と関連する記述情報が組み合わされて開示されることが多い。また、定量情報が開示ない場合にも、記述情報により十分な説明がなされる場合もある。

従って、経営者には、K P I などの定量情報と記述情報の適切な選択により、環境経営の全容を説明することが求められる。

### **(7) 環境リスク管理の状況**

企業は事業の継続性を確保するために、環境法令等の遵守はもちろんのこと、環境法令等に制定されていないことも、環境に関わる社会動向や発生しうる環境問題に起因するビジネスリスクに対して予防的に対応しておく必要がある。また、事業の継続性を情報利用者が評価するため、また直接的な環境影響が生じる可能性のあるステークホルダーがリスク対応状況の十分性を評価して自らへの影響を予測するために、企業は環境リスク管理の状況を適切に開示する必要がある。

なお、環境リスク管理の状況においても、定量情報と記述情報により、経営者の考えや現状の対応状況、将来の取組方針やその内容、そのためのガバナンス体制などが、分かりやすく適切に開示されていることが求められる。

### **(8) 企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項**

有用な環境情報の開示を目指す上において、今後、下記の内容を検討していく必要がある。

#### **・ 開示順序**

環境報告の開示順序は概ね以下の順序が分かりやすいと考えられる。開示順序が統一化されることにより、環境報告における記載箇所が明確となる。

- ① 基本的要件
- ② 全社的事項（環境方針、ガバナンス、中長期ビジョン・目標・全社戦略など）
- ③ マテリアルフロー（参考資料6）
- ④ K P I 時系列一覧
- ⑤ 個別環境配慮事項の重要課題一覧（注記事項も含む）
- ⑥ 個別配慮事項の詳細説明

また、経営者の考えや環境経営の方向性、リスクへの対応状況などを分かりやすく伝えるため、環境経営の概要を記したエグゼクティブサマリーを前段に記載することも望ましい。

#### **・ K P I 時系列一覧**

企業が設定したK P I の時系列一覧を作成し、個別環境配慮事項の前に開示する。また、将来的な目標数値をK P I により管理している場合には併せて記載する。これにより、過去から現在、そして将来に渡っての環境経営の方向性が視覚的に分かるようになる。（参考資料7参照）

## ・個別環境配慮事項の重要課題一覧

重要課題に関する環境配慮行動の全容が分かるように、個別環境配慮事項の詳細説明の前に、重要課題一覧を作成して開示する。重要課題一覧はあくまで重要課題に関するものと考えられる。ただし、重要課題でない情報も含める場合には、重要課題か否かが明確になるように開示する。(参考資料8参照)

## ・個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項

注記事項としては、以下の内容が考えられる。

- ① K P I の算定基準やバウンダリなどの補足説明
- ② セグメント情報（事業部別・地域別環境負荷情報等）
- ③ 主要な環境課題に関わる財務影響（将来リスク等）
- ④ K P I の内訳情報（バリューチェーンの各段階や排出活動別 G H G 排出情報等）
- ⑤ 法令対応報告数値と開示数値との差異

上記は現状では開示されていないケースもあるため、開示方法や必要性についても継続して検討する必要がある。

## ・個別環境配慮事項の詳細説明

個別環境配慮事項の詳細説明には、以下のような内容が記載される。

- ① 個別環境配慮行動の詳細説明（戦略・行動計画・目標・実績・分析等）
- ② 定量情報をより細分化した内訳（注記事項に含まれないもの）
- ③ 個々のステークホルダーの情報ニーズに対応した環境情報
- ④ 開示情報の決定プロセスに関する事項(全社的事項等に記載することも考えられる)
- ⑤ ステークホルダーとのコミュニケーション
- ⑥ 技術開発の状況や環境配慮製品等の詳細情報
- ⑦ 環境負債、環境関連資産の性能等の補足情報
- ⑧ 認識された将来リスクの詳細説明

なお、例えば製品単位や工場及び事業所ごとの環境負荷のより詳細な定量データは、データ集などにより開示されることが好ましい。また、土地利用や大規模開発において、自然資源の利用や生物多様性への影響などの案件別データも、データ集などにおいて開示されることが望ましい。

## ・比較容易性

業種業態が異なっている場合はそもそも比較できず、また同業であっても製品毎にその仕様も異なるため困難である。また、単に定量情報だけで比較し、その背景など理解が不十分なまま利用されることで誤解が起きる可能性があるという問題もある。ただし、より有用な環境情報とするためには、比較容易性は必要不可欠な補

完的質的特性であり、持続可能な社会を目指す上においても、また環境配慮企業が便益を享受できる仕組みにおいても出来る範囲で確保しなければならない要素である。

上記に挙げた、開示順序の統一、主要なK P I時系列一覧、個別環境配慮事項の重要課題一覧とその注記事項などは、直接、比較容易性を担保するものではないが、重要課題に関する環境情報の開示方法が収斂していく効果も期待されるものである。そのため、今後とも企業の協力の下、比較容易性の限界を認識した上で、比較容易性を高められる開示方法を検討していく必要がある。

### ・バリューチェーン

バリューチェーンにおける環境負荷／依存度の定量化は、現在検討が進められている。しかし、例えば、使用段階における環境負荷の低減効果は、B t o C企業であれば直接的に企業努力による削減可能範囲となり算出しやすいが、B t o B企業であれば間接的に寄与することから算出が難しいといった困難性もある。それゆえ、国際的な議論の動向を見ながら、我が国としても算定基準や開示方法を確立していく必要がある。

### ・適時性

通常環境報告は、年度に一回報告されることが想定される。現状、開示時期は企業が自主的に判断しており、特段ガイドラインにおいて記載はない。近年では、財務報告や会社法の決算書と同時期に開示されるケースもあり、開示の早期化が進みつつある。

また、事業年度の途中において、新たな重要課題が発生したり、認識していた重要課題に変更が生じたり、開示している環境情報の前提が大きく変わったりすることが想定される。そのような場合において、ステークホルダーからの強い開示要請や情報利用者の意思決定に重要な影響を及ぼすと経営者が判断する情報があるならば、正確かつ迅速な開示が求められる。

このような適時性に関する事項も、今後検討していく必要がある。

### ・環境報告の開示媒体

環境報告の開示媒体は限られておらず、紙、P D F、W e bなど様々である。それぞれの利点と欠点があるため、企業は適切な媒体を決定する必要がある。例えば、重要課題に関する事項は報告書形式により開示し、その他詳細データはW e bのH T M Lだけで開示するなどが考えられる。ただし、H T M Lだけで開示する場合には、重要課題の開示情報も開示箇所が瞬時に分からないケースもあることや、開示統制に則った承認手続き後の情報を開示する必要もあるため、重要課題に関しては報告書形式の開示であることが求められる。

## ・ 開示情報の信頼性

開示された環境情報が利用者の意思決定に重要な影響を及ぼすことが想定される場合には、情報の信頼性が重要な問題となりうる。情報の信頼性は、基本的に企業自らが構築した開示統制により担保されるべきものであるが、誤謬が生じる可能性や虚偽表示リスクがある場合には、独立した第三者による検証・保証も社会ニーズとして求められる。直ちに独立した第三者の検証・保証が求められるものではないが、開示情報の信頼性の確保は継続した課題でもあるため、独立した第三者の検証・保証レベルや手法等の検討も引き続き実施していく必要がある。



## **5. 環境に係る財務情報**

### **(1) 環境に係る財務情報の必要性と効果**

今後、環境の重要性が高まるにつれ、企業の主要なステークホルダーである投資家が企業価値を評価する際に、環境情報を考慮することは不可欠になっていくと予想される。特に、環境配慮型製品の販売見込みや開発状況、環境リスクへの対応状況など「環境に係る財務情報」は、企業の将来キャッシュフローに重要な影響を与える可能性もあるため、投資家から求められる環境情報となる。

なお、企業から見た「環境に係る財務情報」を開示する必要性や効果を、要約すると以下のとおりとなる。

#### **(必要性)**

- ・ 収益獲得機会やリスクに関する環境に係る財務情報は、将来キャッシュフローの予測に資するため投資家等の情報ニーズに対応することができる。
- ・ 事業活動と戦略的に一体化した環境経営の全容を、経営計画と関連付けて示すことができる。
- ・ 環境に係る財務情報を媒介にして、環境報告と財務報告との関連付けがなされ、企業情報に関して整合した情報開示が可能となる。

#### **(効果)**

- ・ 設定したK P I と社内管理のための指標が関連づけられることにより、戦略的な環境経営が推進される。
- ・ ステークホルダーの評価を通じて、環境と経済のより一体となった環境経営が促進される。

なお、開示される環境に係る財務情報は、経営者により環境経営のプロセスを通して適切に決定される必要がある。

### **(2) 環境に係る財務情報の範囲**

「環境に係る財務情報」とは、環境報告として開示される環境に係る金額情報とこれに関連する情報を指す。複雑化した外部経営環境において、現在の財務諸表の中で、将来の環境負荷の企業業績への影響などを予測することは困難であり、将来キャッシュフローの中長期的な予測に資する情報はより広いものとなる。それゆえ、環境に係る財務情報の範囲を過去から将来にわたる時間軸とバリューチェーン全体の軸の中で広く捉えることにより、情報利用者の情報ニーズに幅広く対応することとした。

財務諸表との関係では、財務諸表で区分掲記されている情報、財務諸表のいずれかの科目に含まれている情報、財務諸表には記載されていない情報がある。

以下は、現在、企業によって公表されている環境に係る財務情報の代表例である。

○環境に係る財務情報の開示例

財務諸表との関係	開示内容	例示
財務諸表に掲記もしくは含まれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に係る収益</li> <li>・環境に係る費用</li> <li>・環境に係る資産</li> <li>・環境に係る負債</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮型製品の売上高</li> <li>・環境配慮型製品の設備投資額</li> <li>・環境技術の研究開発費 (※)</li> <li>・環境修復引当金</li> <li>・環境管理コスト (※)</li> </ul>
財務諸表には記載されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略・計画・見込み</li> <li>・将来リスク</li> <li>・ガバナンス</li> <li>・経営者の分析・評価 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境ビジネスの売上見込</li> <li>・将来収益に係るリスク</li> <li>・環境法規制等への対応方針と将来の財務的影響</li> </ul>
	環境保全対策に伴う事業者の費用節約額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネによる自社のエネルギーコスト削減効果 (※)</li> </ul>
	環境配慮型製品・サービスの利用者が受ける経済的利益	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ製品の使用段階での利用者のエネルギー等の削減効果</li> </ul>
	環境負荷や環境保全効果の経済価値評価（貨幣単位で表現したもの。社会全体におよぶ影響）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CO<sub>2</sub>排出や土地利用による地球環境への影響</li> <li>・生産段階でのCO<sub>2</sub>排出の削減量の評価額 (#)</li> <li>・省エネ製品の使用による使用段階のCO<sub>2</sub>排出の削減量の評価額 (#)</li> </ul>

(※)「環境会計ガイドライン 2005 年版」で算定方法等を取り扱っているもの。

・環境保全コスト（投資額および費用額）

環境負荷の発生防止、抑制または回避、影響の除去、発生した被害の回復またはこれらに資する取り組みに係るコスト

・環境保全対策に伴う経済効果

環境保全対策が事業者の利益に直接的に貢献した効果。環境保全対策の結果もたらされる、費用の節約額や収入。

(#)「環境会計ガイドライン 2005 年版」で解説があるもの。

・環境保全効果の経済価値評価

社会全体に及ぶ効果である環境保全効果の経済価値を、貨幣換算するなどして評価したもの。

### (3) 環境に係る財務情報の種類

環境に係る財務情報の種類は、概ね以下のように区分される。

- ・ **過去情報・将来情報**

過年度の財務情報と将来情報がある。例えば、環境関連製品の売上高等の実績情報に加えて、当該製品の今後の販売戦略や行動計画に関わる記述情報、予算が記載されることにより、方向性や財務的裏付けが明確になり、情報利用者は、リスクや収益獲得機会をより予測しやすくなる。

- ・ **定量情報・記述情報**

定量情報と記述情報が関連性をもって記載されることにより、財務的影響をより適切に判断できる。例えば、環境負荷低減のための設備投資額や環境負荷情報と規制値に関わる定量情報に行動計画や経営者による分析・評価、今後の対応などの記述情報が加わることにより、財務的影響への理解が深まる。

- ・ **フロー情報・ストック情報**

環境に係る収益・費用（フロー情報）と資産・負債（ストック情報）がある。将来キャッシュフローを予測するうえでは、フロー情報のみならず、将来キャッシュの獲得能力や将来キャッシュの減少の可能性を表すストック情報も不可欠である。例えば、環境保全費用のみならず、環境負債を合わせて開示することにより、将来の環境リスクの財務的影響を評価することが可能となる。

- ・ **投下資源・成果（効果）に関する情報**

投下した経営資源と成果（効果）を対比することで、行動計画の実行と結果の因果関係が分析でき、効率的な資源配分の検証が可能になる。例えば、環境ビジネスへの設備投資と対応する製品の使用段階における環境負荷低減効果は、今後の事業展開を予測するうえで有用な情報になりうる。

- ・ **実績情報・推定情報**

連結範囲内の財務情報は実績値による集計が可能であるが、バリューチェーン全体に関わる環境負荷情報には推定計算によらざるを得ないものがある。例えば、環境負荷の経済評価は、事業活動に伴う環境負荷の影響を貨幣換算するため、負荷量の算定や貨幣換算において推定が必要となることがある。

#### **（４）開示において考慮すべき事項**

環境に係る財務情報の開示に当たっては、「４．（５）開示に当たって考慮すべき事項」のほかに以下の点を考慮する必要がある。

- ・ 将来の財務情報については、短期・中長期という時間軸を意識する必要がある。
- ・ 実績情報と推定情報が混在しないように明瞭に記載する。
- ・ 将来情報や推定情報については、計算等の根拠を注記等にて分かりやすく説明する。
- ・ 重要課題に関する戦略や行動計画に対応した情報として、プロジェクト単位や工場単位など限定された範囲の財務情報が有用となる場合もある。
- ・ 行動計画と個別に対応しない共通コストなどがある場合は、関連性がわかるように記載する。
- ・ 財務諸表の財務情報との関係がわかるように記載する。
- ・ 財務諸表に含まれるセグメント情報との関連性、マネジメントアプローチによる事業区分、企業の内外の状況変化により、今後、財務諸表に計上される可能性のある潜在的な負債、価格変動などの将来リスク要素なども考慮することが必要である。
- ・ マテリアルフローコスト会計等の環境管理会計も企業努力や成果を図るうえで有用な情報になりうる。

#### **（５）環境に係る財務情報における論点と今後の検討すべき事項**

環境に係る財務情報の開示において、「４．（７）企業の環境情報開示における論点と今後の検討すべき事項」のほかに、今後、下記の事項を検討していく必要がある。

##### **・ 個別環境配慮事項の重要課題一覧の注記事項**

重要課題のK P Iとして環境に関わる財務情報が設定された場合には、以下のような事項が注記事項として開示されると考えられる。

- ① K P Iの算定基準やバウンダリなどの補足説明
- ② セグメント情報（事業別・地域別環境負荷情報等）
- ③ 環境配慮製品等に関する定義（詳細説明に記載されることも考えられる。）
- ④ 共通費目等の按分方法（按分の有無、按分方法の説明）
- ⑤ スtock情報に関わる当期投資額、投資累計額等との関係

##### **・ 環境負荷や環境保全効果の経済価値評価**

環境負荷やその削減量である環境保全効果の経済価値評価は、現状では不確実性が大きく参考情報に近いものといえる。

同一の価値基準で環境負荷や保全効果を測定できる利点があり、バリューチェーン

ンでの測定など、今後のその算定基準の開発が期待される分野である。また、製品利用時の環境負荷削減が利用者に経済効果をもたらす場合には、企業のキャッシュフローに結び付く可能性が高いことから開示の進展が望まれるが、企業が開示する場合には算定基準等を明確にする必要がある。

#### ・対象期間や効果の発現

環境負荷情報を環境に係る財務情報と関連づけて開示する場合には、対象期間は相違する可能性がある。また、投下資本の効果も、通常、環境に関わる効果の発現は中長期に渡るため、関連付けた説明は難しい。そのため、注記により効果との関連や対象期間などを適切に開示することにより、情報利用者に誤解を生じさせないよう留意することが必要である。

#### ・ストック情報の充実

社会的な意識が高まりや環境法規制の強化といった状況の中で、環境負債に対する関心も高まってきている。ストック情報は、将来キャッシュフローを予測するうえで有用な情報であるが、考え方や開示項目については、整理が十分ではない。有用な情報が開示されるように、算定・開示の方法を明確にし、有用な開示を促進していくことが望まれる。

#### ・会計基準に基づく財務情報の有効利用

「環境に係る財務情報」には、会計基準に基づく財務情報を基にしたり、または利用したりして算定できる情報がある。例えば、環境負債や仕損費などは、会計基準の範囲内においても算定、または把握されている。「環境に係る財務情報」を効率的に算定し、また社内管理に効果的に利用するためにも、財務諸表の作成過程において持続性の視点を取り入れるなど、会計基準に基づく財務情報を有効利用できるよう各企業における創意工夫が望まれる。

## 6. 環境経営・環境情報開示の普及のための促進策

### (1) 促進策の必要性

例え、企業により有用な環境情報が開示されたとしても、ステークホルダーが実際にその情報を利用しなければ、「企業の環境経営を促進させる仕組み」(1.(1) 図1参照)の媒介として環境情報がその役割を十分に果たすことはない。この仕組みは、将来的には各経済主体の経済合理的な行動結果として行われる必要があるが、高い環境意識の浸透や環境配慮型製品の抜本的な普及には時間も要するため、国として持続可能な社会構築のための道筋を示した上で、各経済主体の環境配慮行動を後押しするための諸施策を実施していくことが非常に重要となってくる。

環境情報の利用促進のためには、企業自らがステークホルダーの開示要請に真摯に対応する努力を継続することに加え、環境情報の利用促進を図るための基盤作りと適正に開示した環境貢献企業が経済的便益を享受できる仕組みが必要となる。これらは、社会全体として構築して行くべき環境経営と環境情報開示の普及のための基盤である。

また、環境報告書の作成や環境マネジメントシステム認証取得の現状(参考資料1)から、総じて概ね売上高1000億円を境に取組が遅れていることが見て取れる。売上高1000億円未満の企業が抱える課題は後述しているが、環境経営や環境情報開示の普及のためには、概ね売上高1000億円未満の企業を対象に底上げを図っていくことが肝要となるため、課題を克服するための施策を効果的に行っていくことが求められる。

以上のことから、本報告書においては、環境報告の利用促進につながる全企業に係る施策を6.(2)及び(3)に記載し、売上高1000億円未満の企業の底上げを図るための施策を6.(4)に記載している。なお、売上高1000億円未満の企業の底上げを図るに当たっては、以下の点を考慮したうえ施策を検討している。

#### ① 環境経営の発展モデル

2.(3)に記載した環境経営の発展モデルにおいて、売上高1000億円未満では先進的な企業な企業を除いて、多くは「実施していない企業や法令等への対応のみの企業(I)」や「短期的な便益につながる環境取組を中心とした企業(II)」のレベルにあると想定される。それは環境配慮行動がコスト増加要因にもなりうることや、経営者に環境経営の動機付けが行われないなど、様々な要因があると思われる。そのような要因を考慮しつつ、レベルを(I)から(II)へと底上げを図ることを目的とした。

#### ② バリューチェーンとの関連

多くの企業はバリューチェーンの一部になっており、その中には取引先企業のCSR(グリーン)調達により、環境の取組みを共同で実施している企業もある。環境

経営を大企業から中堅企業、さらには中小企業に至るまで広げていくにあたり、バリューチェーンマネジメントの取組みを通じて行うことは非常に効果的である。バリューチェーンマネジメントの取組を通じた促進策を検討することは有用である。

### ③ 金融機関等の継続的な外部者との接点の活用

特に売上高 1000 億円未満の企業が環境経営を進めるにあたっては、様々なステークホルダーからの支援が期待される場所であるが、銀行を中心とした金融機関は、有力な資金調達先として挙げられるだけでなく、経営に関するアドバイザーとしての役割も担っており、売上高 1000 億円未満の企業における環境経営促進への貢献が期待される。金融機関はほぼ全ての企業と接点を持っており、特に中堅、中小に対してはその影響力（特に経営者への影響力）は大きいものと考えられる。

また、企業に継続的に関わる外部者としては、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の様々な専門家もおり、同様に環境経営に関するアドバイザーとしての役割が期待される場所である。

今後この検討をもとに具体的な施策に結びつけていくが、施策の実行にあたっては、実現可能性、効果、企業の負担等についてより詳細に検討を行っていく必要がある。

## (2) 環境情報の利用を促進させるための基盤作りに関する施策

### ① K P I の設定に参考になる重要な環境課題の共有化

環境課題に関する社会的トレンドや業種特有の重要な環境課題について、業界関係者、ステークホルダー、有識者等による議論を重ね、情報の共有化を図ることは、企業による適切な K P I の設定を促すために有用である。また、K P I 設定の基本となる考え方や、代表的なコアとなる指標について紹介することも参考となる。更に、これらの議論を国内だけでなく、海外でも共有化していくことは、グローバルに活躍する企業が戦略的に環境取組を実施する際の大変有効な情報になる。

そこで、以下の施策を行い、企業が適切な K P I を設定でき、かつ情報利用者が有用な環境情報を容易に確認できるようすることが重要である。

- 国内における重要な環境課題（業種別など）の検討  
（例）気候変動、資源・エネルギー、水、資源循環、土地利用
- 国際的トレンドから共通する重要な環境課題の特定
- K P I 設定の基本となる考え方や、代表的なコア指標の検討
- 海外との重要な環境課題などの情報整理・共有化

### ② 情報インフラの基盤整備

情報の利用価値をより確実に高めるためには、入手可能性と利用拡張性を確保す

ることが必要である。情報インフラの基盤整備は、環境情報の開示を持続可能な社会システムとして機能させるために最も重要な要素の一つであり、今後、環境情報のニーズが高まることを想定し、以下のような情報インフラの整備を段階的に実施していくことが必要である。

- ▶ 各媒体の開示バウンダリや開示体系の明確化に関する指針等の作成
- ▶ 重要な環境情報に関する入手や分析が容易となるデータベースの構築

これらの情報インフラの整備により、投資家等などの情報利用者にとって環境情報の利用可能性が飛躍的に高まり、環境金融など経済行動の促進につながることを期待される。また、環境情報の調査機関や取引先などとの連携を図ることによって、企業にとっても開示負担の軽減やバリューチェーンマネジメントの負担軽減が図られる効果も追求できる。

### **(3) 環境経営・環境情報開示に取り組む企業に経済的便益をもたらす施策**

#### **①公共調達における環境経営・環境情報開示状況の考慮**

国等の公共機関が物品や役務の調達等を行う際に、環境経営（環境情報開示を含む）の状況を考慮するようになれば、物品や役務の提供を行う企業等にとっての大きなインセンティブになる。例えば、

- ▶ 公共調達において環境取組を調達条件として設定
- ▶ 公共機関が請負業務等の入札を行う際に、環境経営の取組状況に応じて加点等の施策を行うことにより、公共調達に関わる企業等の環境取組に対しインセンティブを付与することができる。

#### **②バリューチェーンにおけるグリーン調達の促進策**

環境経営等の取組みを大企業から中堅企業、さらには中小企業まで拡大させていくためには、バリューチェーンでのマネジメントの取組みを促進させることが非常に効果的である。そこで、

- ▶ グリーン調達マニュアルのひな型作成および普及
  - ▶ 環境経営の取組状況が見えるチェックリスト等の活用
- 等の施策を実施し、バリューチェーンマネジメントの取組を支援していくことが大変重要である。なお、グリーン調達の促進にあたっては、カーボンフットプリントなど製品ベースでの環境負荷の測定・開示も併せて活用することが効果的である。

#### **③環境金融の促進策**

企業が資金調達を行う際に、環境経営の取組状況に応じて調達条件が有利になるような金融の仕組みが一般的になれば、資金調達を行う企業にとって大きなインセンティブとなる。そこで、



- 金融機関等が環境金融に取り組むための行動原則の策定支援
- 環境経営の度合いを評価できる人材の育成

等の施策を実施し、金融機関等による環境金融の取組みを促進することで、資金調達を行う企業の環境取組を促進させることが重要である。

#### (4) 売上高 1000 億円未満の企業への促進策

売上高1000億円未満の企業が直面している課題は、下記のようなものが考えられる。

分類	課題
人材育成	経営者の環境意識の向上
	環境経営に関する知識やスキル、意欲を持った人材の育成
基盤づくり	社内データの収集体制の構築
	環境情報の開示方法についての理解
	環境マネジメントシステム（EMS）の構築
経済的便益	公共調達における環境取組の考慮
	取引先からの環境取組の要請（グリーン調達）
	取引金融機関の環境経営意識の向上

これらの課題を克服するために、

- ① 環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成、
- ② 環境経営・環境情報開示のための基盤づくり
- ③ 企業に対する経済的便益の促進

について下記のような施策が考えられる。

##### ① 環境経営・環境情報開示を推進するための人材育成に関する施策

売上高1000億円未満の企業にとって、経営者の役割は非常に大きく、環境取組を積極的に推進するためには、経営者の環境意識の向上が大変重要になる。同時に、実際に環境取組を推進する従業員の人材育成も重要である。

そこで、

- 産学官連携による経営者視点で環境経営等のアドバイスを行うことのできる人材の育成、派遣
- 環境経営・環境情報開示に関する社内の人材育成や先進的取組みの紹介等の施策を行い、その施策を通して、環境経営や環境情報開示の取組みは特別なものではなく、通常の企業経営の延長線上にあるということを経営者や従業員に認識

してもらおうことが大変重要である。

## ② 環境経営・環境情報開示のための基盤づくりに関する施策

また、売上高1000億円未満の企業が環境経営・環境情報開示を実施する際に、そもそも環境経営の実践方法や環境情報の開示手法が分からないという問題がある。

そこで、

- ▶ 分かりやすい環境報告の作成手引きの策定
- ▶ 環境問題をビジネスチャンスやリスクに結びつける考え方や事例の紹介
- ▶ エコアクション21などEMS体制の構築促進

等の施策を行い、具体的な取組方法について企業に理解してもらおうことが重要である。

## ③ 企業に対する経済的便益を促進させる施策

売上高1000億円未満の企業にとって、バリューチェーンマネジメントにおけるグリーン調達の実施は今後ますます高まるものと考えられる。また、売上高1000億円未満の企業にとって銀行を中心とした金融機関は、有力な資金調達先として挙げられるだけでなく、経営に関するアドバイザーとしての役割も担っており、売上高1000億円未満の企業における環境経営促進への貢献が期待される。そこで、

- ▶ グリーン調達マニュアルのひな型作成および普及
- ▶ 金融機関等が環境金融に取り組むための行動原則の策定支援
- ▶ 金融機関において環境経営をアドバイスできる人材の育成

等の施策を実施し、売上高1000億円未満の企業が取引先からのグリーン調達や金融機関からのアドバイスといった便益を教授できるようにすることが重要である。

なお、売上高1000億円未満の企業に環境経営・環境情報開示を促進するための前提として、企業が現状の認識や取組の進捗確認のために環境情報に関わるデータの把握を行い、それらデータに基づいて経営管理の一環として社内の改善を図ることが重要と考えられる。そのためには、環境マネジメントシステム（EMS）の仕組みを構築することが、最も効果的である。

## おわりに

冒頭に記載したとおり、われわれ人類が目指すべき社会は、健全で恵み豊かな環境を基盤とする持続可能な社会であり、その構築のためには環境と経済の両立を図っていく必要がある。そういった意味において、環境情報の重要性は益々増していくものと予想される。そのため、今後さらなる情報の質の向上が求められていくことが想定される。

また、すでに先進的な企業が実施しているとおり、バリューチェーンでの管理が必要とされつつあり、企業が管理すべき範囲もより拡大していくと想定される。一方、管理すべき範囲の拡大は、同時に企業へのコスト増加をもたらしてしまうリスクを含んでいる。多大なコスト負担は企業の成長を抑制し、また利益の圧迫要因となり、企業の持続可能性を逆に阻害してしまうおそれもある。それゆえ、社会全体として効率的かつ効果的に環境情報を管理する仕組みを作り、うまく環境と経済成長のバランスを取っていく必要がある。

いま、環境経営や環境情報開示は転換点を迎えており、来るべき将来に向かって変革の時期であるといっても過言ではない。目指すべき環境経営像に全世界の企業が向い、企業を取り巻くあらゆるステークホルダーが、企業を適正に評価して環境配慮行動を後押しする、そのような経営環境を醸成していくことが、強固で持続可能な社会構築のために、また健全な経済成長につなげていくためには必要である。

なお、今回の東日本大震災のように甚大な被害をもたらす自然災害への対応は、一企業として対応しうる範囲を超過する場合もあるが、如何なる状況下においても最善の行動を実施し、最短かつ最小限の影響で事態の收拾を図っていくことが経営者には求められる。そのためにも、環境リスクを含めたリスク管理の徹底と迅速かつ的確な対応の出来る組織体制を、企業として堅持しておくことが望まれる。

こうした状況を踏まえて、環境経営と環境情報開示の一層の促進を図るため、本報告書の検討をうけた「環境報告ガイドライン（2007年度版）」の改訂を早急に実施し、有用な環境情報の開示の基盤を整備することが必要である。また、「環境会計ガイドライン（2005年度）」に関しても、環境に係る財務情報との関連から現状の問題点の整理を行い、必要に応じて改訂をしていくべきである。